

岩手県告示第221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成19年3月16日

岩手県知事 増 田 寛 也

| 施術者の氏名 | 施術者の開設する施術所 |                 | 指定年月日     |
|--------|-------------|-----------------|-----------|
|        | 名 称         | 所在地             |           |
| 佐藤 明   | はまなす鍼灸治療院   | 陸前高田市米崎町字沼田60番地 | 平成19年3月7日 |